

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	地方税の賦課徴収に関わる事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢巾町は、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

矢巾町長

公表日

平成27年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収に関わる事務
②事務の概要	<p>・地方税法、その他の地方税に関連する法律及び条例等に基づき、地方税の徴収及び関連する調査を行う。</p> <p>・地方税法、その他地方税の徴収に関連する法律及び条例等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①徴収に関する事務 ・徴収簿の作成 ・督促状、催告書等の発送 ・徴収を促すための連絡、相談等</p> <p>・不納欠損対象の把握、決定</p> <p>②滞納処分の執行に係る手続き及び執行 ・滞納者に関する実態調査 ・執行機関への滞納処分に係る通知等 ・換価に係る公売等手続き ・滞納処分の執行</p> <p>③納税通知書による固定資産税額の通知</p> <p>④固定資産税に係る証明書の発行</p> <p>⑤固定資産課税台帳の照会</p>
③システムの名称	収納管理システム・滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
徴収・滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢巾町長
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢巾町総務課 〒028-3615 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地 TEL019-697-2111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる